

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録（令和2年4月6日16時30分）

場所：災害対策本部室（第二分庁舎6階）

（副本部長（くらし安全防災局長））

ただいまから第4回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催します。初めに本部長である知事からご挨拶をお願いします。

（本部長（知事））

本日は、特措法に基づく法定本部としては第2回目の会議となります。

県では、県民の皆さんに密閉・密集・密接を避ける行動や不要不急の外出、夜間の外出自粛をお願いしています。

また、3月下旬の週末に続き、先週末の外出の自粛お願いしていますが、絶好の外出日和であるにもかかわらず、多くの県民の皆様のご協力に、心から感謝申し上げます。

こうした感染拡大防止の取組みにもかかわらず、本県の状況は一週間前と比べ、感染者は大幅に増加しており、感染拡大の深刻さは増している状況です。

本県では、新型コロナウイルス感染症のための医療体制である神奈川モデルを構築し、感染拡大の状況として、現状のフェーズ0、移行期のフェーズ1、まん延期のフェーズ2の3段階を想定していますが、もはや、フェーズ1が現在の状況です。

先日、入院が必要な中等症の患者を受け入れる重点医療機関として、まず、3つの病院を指定しましたが、本日、その中の1つである県立循環器呼吸器医療センターで患者の受入れを開始しました。また、陽性であっても、症状がない方や軽症の方を受け入れるホテル等の宿泊施設等については、今週木曜日の受入れを目指し、大至急準備を進めているところです。県民の皆様や医療機関、関係団体の皆様に大きなご負担をおかけしますが、医療崩壊を何とか回避するため、ご理解をお願いします。

一方、全国的にイベントや外出の自粛が継続している状況から、消費の低迷やストレスの高まり等、経済や県民生活への影響も深刻さを増しており、事態の長期化が懸念される中、大きな課題になっています。

また、国は緊急事態宣言を出す方向で検討に入ったと報じられており、本県に対して緊急事態宣言が出された場合の対応についても、想定しておく必要があります。

本日の会議では、こうした状況変化に応じた課題への対応や、県としての感染拡大防止に取り組む期間の延長について、協議したいと思います。

本県では、これまでも新型コロナウイルス対策に全力で取り組んで参りましたが、事態が収束する状況にはなく、更に長期化が懸念され、対応する課題も深刻になっている状況にあり、今や新型コロナウイルス対策は、県の最重要課題です。

各局で通常取り組む業務のうち、急を要さない業務は当面休止し、人員を新型コロナウイ

ルス対策に重点的に投入する等、更に本部体制を強化することも必要になってきていると思います。

最後に、毎回申し上げていますが、全庁で危機感を共有し、職員一人ひとりが県民の安心と安全を守るという強い気持ちで対応することを改めてお願いし、会議の挨拶とします。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

議事に移ります。本日の議題は4点です。まず、国・県の動向について、資料1・2に基づいて、健康医療局からお願いします。

(副本部長 (健康医療局長))

本県の患者数の発生動向ですが、昨日末現在で266名、4月3日が31名、4月4日が21名、4月5日が27名と増加している状況です。

資料1は、4月2日に厚生労働省が出した軽症者等の療養に関する対象者等の基本的考え方についてです。

内容について、軽症者等には、PCR検査で陽性であっても、自宅での安静療養を原則としつつ、高齢者基礎疾患を有するもの等への家庭内感染の恐れがある場合には、入院措置を行うということです。

宿泊療養等の対象者は、高齢者、基礎疾患、免疫抑制状態、妊娠している方に該当しない方です。

療養の場所ですが、軽症者等は高齢者等と同居している場合には、受け入れ可能な入院病床数の状況を踏まえ、可能な時は入院措置を行います。

宿泊療養ですが、都道府県が用意する宿泊施設において療養するということと、自宅療養については、入院病床の状況及び宿泊療養の入居可能状況を踏まえ、軽症者等が外出しないことを前提に自宅での安静療養を行うと、こうした形で感染者数が増加してきたことを受け、医療体制を重症者に優先していくということで、無症状、軽症者の方については、宿泊療養又は自宅療養を進めていくという方針が示されています。

そして、下のところですが、退院基準は、PCR検査で2回連続陰性と確認することで解除しますが、但し書きとして、14日間経過した場合には解除できるということが要件として記載されています。準備事項は、都道府県等において、帰国者・接触者外来と調整する窓口の設置、宿泊療養を調整する窓口を設置すること。また、必要と見込まれる居室の確保を進めていくことです。

裏面は、軽症者等の療養等に関する流れです。自宅療養と宿泊療養について、医療機関所在地の保健所において、場所を確定していくことが決められ、フローチャートで示されています。

続いて、資料2です。県の感染症対策協議会の書面協議で、自宅療養、宿泊療養に移行してもよいかについて、裏面の異議あり、異議なしという協議事項で25名の委員に照会した

ものです。

説明を行った結果、現在、24名分回答が有り、全員が異議なしと回答をいただいています。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

議題(2)の新型コロナウイルス感染症に対応した緊急経済・社会対策についてということで、政策部からお願いします。

(政策部 (政策局長))

資料3をご覧ください。新型コロナウイルス感染症に対応した緊急経済・社会対策です。

この対策本部において、感染拡大防止と医療崩壊を進めています。イベントの中止、外出自粛の要請、学校の休校等により、消費の低迷、精神的なストレスの高まり等が見られています。また、コミュニティについても、一部、停滞が指摘されています。このように、経済的、社会的な課題が顕在化してきており、それに対応する必要があるため、経済、社会における緊急性の高い施策を県内経済、社会生活の早期回復に向けて、打ち出したいと考えています。

2の対策の枠組みですが、大きく2つの柱、(1)情報収集・相談対応の強化、(2)緊急対策として、中小企業対策と合わせ、社会生活対策を行う必要があると考えており、感染症拡大の収束に目途がつくまでの間、国の緊急経済対策を踏まえながら、急施を要する経済・社会対策を速やかに実施する。さらに、終息後を見据えた対策についても順次実施していく。

3の推進体制ですが、この対策本部を基に、下の図にあるように、緊急経済・社会対策部の中で対策を新たに講じたいと考えています。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

これまで統制部の中で医療調整本部を設置していましたが、それとは別な形で「緊急経済・社会対策部」を、措置するものです。

議題(3)「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針について」、説明します。

資料4をご覧ください。前回の本部会議において県としての対処方針を作成しましたが、その中で県機関における取組みがあります。こちらについては、県の基本方針という形で整理をしていました。その対象期間を延長しようとするものです。これまでの県の基本方針では、4月24日まで県機関における各種イベント等は中止または延期としていましたが、対象期間を大きく8月31日まで延長したいと考えています。

「2 全庁を挙げた対策の実施」について、新たな部を設けること、さらには、全部局任命権者が新型コロナウイルス感染症対策本部体制の下で、業務の中止や見直しを行い、この組織に全力を傾注するために8月31日まで延ばしたい、というものです。

また、「3 職員向け対策について」、妊娠中の職員、基礎疾患がある職員は、分担の見直し等により必ずテレワークができる環境を整える、といったことを記載しております。

「4 県立学校向け対策について」は、別添資料1 県教育委員会における対応についてのとおり、前回と変更ありませんので説明は省略させていただきます。

また、別添資料2「イベント等の実施の扱い」ですが、県の基本方針に合わせた形で、対象期間を8月31日まで延長し、県民が参加するイベント等について不特定多数の方が集まるイベントは原則中止又は延期とし、不要不急の会議・研修等についても、原則中止又は延期とします。

さらに、これまでは記載がありませんでしたが、県民利用施設についても、県民の外出を誘引する要素があるので、閉館等の対応を行います。案では、「出来る限り閉館等」とありますが、裁量を持たせるのではなく、閉館等の対応を行う、と整理をしたいと思います。

補足として、総務部からお願いします。

(総務部 (総務局長))

まさに県職員にも感染者が出ている状況で、ステージが変わったというところですが、この状況において医療崩壊をくい止めるとともに、県民の経済・雇用対策に全力で取り組むためにも、あらゆる業務の見直しを行い、全庁が感染症対策にシフトする必要があります。最大限の業務の中止、見直しをお願いします。本当に今やらなければならないのか、そういった視点を持ってお願いします。

妊娠中の職員等のテレワークについて、これまでも全職員が積極的にテレワークを実施することとしていましたが、これまでの取組みをさらに一段と強化するようお願いします。

また、副本部長(くらし安全防災局長)からもありましたが、職員に感染が拡大し業務自体の継続が困難になる事態を避けるためにもテレワークの活用や、交代制勤務などを例に挙げるなど、思い切った対応をお願いします。

窓口業務など、テレワークが難しい場合がありますが、グループを越えた分担の見直しや在宅勤務の実施と、一方で県民サービスの確保、といった観点からも局長のリーダーシップの下、取組みの強化をお願いします。以上です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

議題(3)は以上です。8月31日まで延長したのは県の中のイベントの取組みや会議等です。これは、体制を整備するための、ある意味職員を生み出すものですので、医学的に8月31日まで延長することにより感染が収まる、というようなアプローチではないので、改めて申し添えておきます。

ここままで、何かご意見やご質問等ありますでしょうか。

それではお諮りしたいと思います。新たに神奈川県対策本部の下に緊急経済・社会対策部を設けること、庁内における取組みという整理の中で、県の基本方針について4月24日ま

でとしていたものを、8月31日まで延長し、各部各局が持っている業務を徹底的に見直した上で、新型コロナウイルス感染症対策本部関係の業務に傾注していく方針について、本部長よろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

はい。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

それでは本部長の了解をいただきましたので、そのように整理します。

なお、別添資料2の(3)については「出来る限り」という文言を取り、成案とします。よろしくお願ひします。

続いて、議題(4)「緊急事態宣言に伴い知事が実施できる緊急事態措置について」、資料5をもとに説明します。

報道等では本県を含めた緊急事態宣言が明日にも出る、と報じられており、改めて、緊急事態宣言が本県を対象になされた場合、どのようなことを知事が行えるのかをまとめた資料を作成しました。

まず、「県民の外出自粛要請」、知事がこれまでも徹底的にお願いをしてきたことではありますが、特措法に基づく外出自粛要請を行うこととなります。

次に、「学校、社会福祉施設、興行場、多数の者が利用する施設の使用の制限、催物の開催制限等の要請、指示、公表」について、報道等でよく指摘をされています。こうした施設等に対して自粛の要請をすること、要請を聞かず強行するという場合には、止めてくださいと指示をすること、あるいは公表する、という権限が付与されています。

「臨時の医療施設における医療の提供」も、県知事の裁量になっており、仮に臨時の医療施設を建設する場合に、第三者が所有する土地等について、その所有者の同意を得なくても、強制的に使用することができるもので、これについては対応する形で補償というものも法律上記載されています。

続いて、「指定公共機関(輸送事業者)に対する緊急物資の輸送の要請、指示」と「特定物資の所有者に対する物資の売渡しの要請、収用、保管命令」が可能となっています。マスクや消毒液などの必要物資を抱えてしまい、一切外に出さないという事業者や所有者があった場合に、そういった物資を売り渡すよう要請、指示等ができ、特措法に基づいて各種権限が知事に付与されることとなります。

これらが、緊急事態宣言に伴い知事が実施できる主な緊急事態措置です。改めて共有をお願いします。

この緊急事態宣言について、本部長からご発言があれば、お願いします。

(本部長 (知事))

まず、緊急事態宣言が出ると知事の権限として、こういった感染症拡大防止の措置を行うこととなります。具体的には、今後示される国の方針を踏まえて詳細の内容を決めていくこととなりますが、これまでもお願いをして参りました外出の自粛をさらに徹底していただくこと、また国の方針によっては学校や通所型のサービスを行う社会福祉施設、催物を行う施設や商業施設など、多くの方が利用する施設の利用制限を事業者の皆さんにお願いする可能性がありますので、準備を進めていただきたいと思います。

こうした宣言を行うからと言って、日常生活に必要な外出が出来なくなるわけではありません。また、生活に必要な物資が購入できなくなることもありませんので、必要以上の買い溜めを控えていただく、ということを県民の皆さまにしっかりと伝えるよう努力していきたいと思います。緊急事態が宣言された中で日常生活や事業活動を行う中でさまざまな不安を抱える方もいらっしゃると思います。県ではこうした、県民の方が抱える社会的・経済的問題に対応できるよう、対策本部の体制を強化しました。県民の皆さんのご相談に対応するコールセンターも今後設置します。

新型コロナウイルスという目に見えない敵に対して、正しく恐れて冷静かつ適切に行動する、ということが何よりも大切です。県も、県民の皆さんのいのちと、安心安全の確保に向けて全庁をあげて取り組みます。

県民や事業者の皆さんの協力を得て、県民総ぐるみでこの難局を乗り越えていくために、県庁一丸となって取り組んでいきたい、そのように考えていますので、どうぞよろしく願います。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。緊急事態宣言が本県を対象に出るかどうか、というのは今後の国の動向によるところです。また、政府は、政府の対処方針を変更することもありますので、変更内容をしっかり見極めながら、改めて本部で緊急事態宣言がなされた時の対応について緊急に協議をすることもあろうかと思えます。心構えをよろしく願います。

その他、として資料6「庁内会議の見直しについて」が総務部から出されていますので、説明をお願いします。

(総務部 (総務局長))

この場もそれぞれの席を離して会議を続けていますが、資料の5段落目「知事、副知事、局長など幹部職員が多数出席するような会議において、クラスターが発生した場合、今後の県政に支障が出るため、早急な対応が必要になる。」ということでこの資料を作成しております。

2 見直し案、(1) 対象について、緊急時の会議を除く庁内会議を対象とします。(2) 見直し案で、構成員、陪席者の見直しとして、原則担当局長は構成員としない、常時陪席も廃止し、必要時のみの出席とする。出張を伴う出席者の場合は、スカイプ等を活用、こちら

も情報システム課でしっかりと対応しています。開催の中止、延期、書面開催も考慮し、見直していただきたいと思います。(3) 周知方法について、今後各局長宛てに通知を行う予定です。(4) 実効性の担保について、庁内会議の見直し状況調査を実施します。

3 その他について、こういった対応については、一時的な視点ではなく恒常的な視点から行うものとし、継続的に行っていきたいと思います。また、外部有識者等との会議においてWEB会議の活用の希望がある場合、事前に情報システム課と相談して対応します。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。庁内会議につきましても、感染拡大防止の観点から各局が持っているさまざまな会合等について、大きく見直したい、という要請でした。

予定されていた議事は以上ですが、構成員の皆さまからご発言等ありましたら、お願いします。

それでは、本部長お願いします。

(本部長 (知事))

いよいよ、緊急事態宣言が出される可能性が高くなって参りました。この神奈川県が指定される可能性も非常に高いと思います。この日を想定しながら我々準備を進めてきたつもりです。医療崩壊を防ぐための神奈川モデル、先ほど申し上げたように既に重点医療機関も動き始めました。ホテルについても目途が立ち、実際に稼働を始める直前になっています。しっかりとこの形を動かしていきたいと思います。

これまでは全体を俯瞰しながら、医療崩壊しないように考えて参りましたが、本日改めて、それだけではなく緊急経済・社会対策部を設置しますが、常々言っている県民目線で目配りをしていこうと、このコロナウイルスという大きな課題に対して、突然仕事を奪われたとか、内定取消にあったとか、そういったことで急に辛い思いをされている県民がたくさんいらっしゃいます。その県民の目線に立って我々何が出来るかといったこと、即効性のある対策をどんどんと打ち出していきたいと思います。神奈川県庁の8月31日までのイベントを全て中止する、というのはどういう意味かと言いますと、先ほども説明ありましたが、前回4月24日まで延長するといった話は、そのイベントの会場で感染が広まる可能性があるから中止したい、という主旨でした。本日8月31日まで延ばす、というのはそういった意味ではなく、県庁の中の仕事、例えば8月にイベントが予定されていると県庁の担当職員はそのためにずっと準備をしなくてははいけません。その準備はもうしなくていいです、8月31日までのイベントはすべてやめますから、その分だけその職員はこのコロナウイルス対策にあたって欲しいという主旨であります。医療崩壊を防ぐためのさまざまな業務もありますし、先ほど申し上げたような県民目線に立ったさまざまな業務もあります。全庁が、コロナウイルス対策本部として、取り組んでいただきたいと思います。以上です。

(副本部長（くらし安全防災局長）)

ありがとうございました。

これを持ちまして、第4回の対策本部会議を終了します。ありがとうございました。